

鉛問題対策検討委員会に関する内規

(設置目的)

第1条 鉛問題解消計画及び広報活動等の基本方針を早期に構築するため、鉛問題対策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、鉛問題解消計画及び広報活動等に関する調査・検討を行い、豊中市上下水道事業管理者に意見を具申するものとする。

(構成)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる職にあたるものにより構成する。

- (1) 経営部長
- (2) 技術部長
- (3) お客さまセンター長
- (4) 水道技術センター長
- (5) 総務課長
- (6) 経営企画課長
- (7) 窓口課長
- (8) 給排水サービス課長
- (9) 水道建設課長
- (10) 浄水課長
- (11) 水道維持課長

2 委員会には、委員長と副委員長をおく。

3 委員長は経営部長をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 委員会は委員長が召集し、これを主宰する。

6 委員長が特に必要と認めるときは、指名するものを加えることができる。

(専門部会の設置)

第4条 委員会に付議すべき事項をあらかじめ調査・検討及び整理させるため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会に座長をおく。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、給排水サービス課において処理するものとする。

(その他)

第6条 この内規に定めるもののほか委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規定は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成14年4月20日から施行する。

附則

この規定は、平成14年5月30日から施行する。

附則

この規定は、平成15年6月24日から施行する。

附則

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成20年4月1日から実施する。

附則

この規定は、平成26年4月7日から実施する。